３　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

**第四十六条**　削除

（施設定期検査実施要領書）

**第四十七条**　原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項について行うべき検査又は第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

**第四十八条**　削除

（施設定期検査終了証）

**第四十九条**　原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めたときは、施設定期検査終了証を交付する。

２　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）

**第五十条**　法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び非常用取水設備

二　次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

| 設備の種類 | 機械又は器具 |
|---|---|
| 蒸気タービン本体 | タービン本体、主要弁、復水器及び管 |
| 蒸気タービンの附属設備 | 熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁 |

（定期事業者検査の実施時期）

**第五十一条**　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、第四十四条第一項又は第四十五条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二　特定発電用原子炉施設についての次条第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

（定期事業者検査の実施時期）

**第五十一条**　定期事業者検査は、発電用原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期（判定期間が十四月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

［各号を削る。］